

# IPv6申請手続き簡素化提案 への対応について

JPNIC IP事業部 奥谷泉

# 提案の背景

□ 「prop-073: IPv6分配手続きの簡素化」が APNIC28でコンセンサスが得られた

- 「施行はNIRの判断に委ねられる提案」に該当するため、国内での施行にあたってはPDP上、JPOPMでの提案が必要

□ JPNICから提案を行わない場合、現在のPDP上、JPOPFで議論が行われない

APNICでコンセンサスが得られた提案に対する JPNICのポリシー策定プロセス

- NIRも同じ施行が求められる提案

→ JPNICで同様の施行を行い、JPOPMで報告

- **施行はNIRの判断に委ねられる提案**

→ **JPNICで実装判断のうえ、JPOPMへ提案**

# 今回の提案の目的

---

- JPNICもAPNICと同じ提案を施行するべきか、JPOPFの意向(コンセンサス)を確認したい
- 提案の形式をとっているがJPNICは内容について特定の立場はとらず、JPOPFでの議論・コンセンサス確認の実現を目的としている
  - 本提案の国内での施行がどの程度必要とされているのかを確認したい

# APNICでの提案の要点

## 手続きの簡素化

- IPv4の保有者が意思表示を行えば、追加の情報提供/審議を行うことなく、予め定義されたIPv6アドレスが分配される
  - IPv4の割り振りを受けている場合 ⇒ /32のIPv6割り振り
  - IPv4の特殊用途PI割り当てを受けている場合 ⇒ /48のIPv6割り当て

## 申請促進に向けた対応

フォームの記入を必要とせず、よりIPv6の申請を能動的に意識

- IPv4保有者がオンラインシステムで簡単に意思表示を行える仕組みをAPNICで提供する
- IPv6実装促進のために、本提案の施行についてAPNICで周知を行うことを推奨(提案内容とは別立てで記述)

# 提案内容

---

- IPv4の保有者が意思表示を行えば、追加の情報提供/審議を行うことなく、予め定義されたIPv6アドレスが分配される
  - IPv4の割り振りを受けている場合 ⇒ /32のIPv6割り振り
  - IPv4の特殊用途PI割り当てを受けている場合 ⇒ /48のIPv6割り当て
  
- IPv4保有者がオンラインシステムで簡単に意思表示を行える仕組みをJPNICで提供する

APNICをJPNICに置き換えた内容

# 施行に伴う影響

---

## □ 変更点

- IPv4アドレスの保有者は要件を意識せずにIPv6の分配を受けることが可能(ただし、サイズは固定)
- サービス予定時期、機器の内訳等の補足情報の提供は不要
- 申請内容に対するJPNICの追加確認は行わない

## □ 変更されない点

- 今回の変更はOR条件のため、既存の要件も継続する
  - /32より大きな割り振りを必要とする場合、およびIPv4の分配を受けていないで申請する場合は現在と同じ要件が適用される
  - その他の場合でも現在の要件ベースに申請することは可能

# みなさんへの質問

---

- 現在の申請手続きは必要な申請者への障壁になっていると感じるか。それはどういう点か。
  
- 手続きの簡素化に伴いIPv6の分配の受けやすさが大きく変わると思うか。それはどういう点か。
  
- 現状の改善が必要な場合、手続きの簡素化をすることで必要な対応は行えると考えてるか。それとも申請促進に向けた対応も必要か。
  - 手続きを簡素化すれば充分(不要)
  - 簡素化手続きを周知すれば充分
  - APNICと同じレベルで能動的な申請促進まで行うべき

# コンセンサスとして確認したいこと

## □ JPNICのIPv6分配手続きを簡素化をするべきか

□ IPv4の割り振りを受けている場合 ⇒ /32のIPv6割り振り

□ IPv4の特殊用途PI割り当てを受けている場合 ⇒ /48のIPv6割り当て

- 簡素化するべき
- 簡素化は必要ない

## □ JPNICによる申請促進に向けた対応は必要か

- 手続きを簡素化すれば充分(不要)
- 簡素化手続きを周知すれば充分
- APNICと同じレベルで能動的な申請促進まで行うべき

# 参考情報: JPNICで施行する場合

---

- 提供情報/申請内容確認の省略はAPNICと合わせる方向で検討
- 意思表示→分配の流れはAPNICへの申請が1ステップ入るため、完全に同じ条件とすることは難しいことが想定される
- 申請促進に向けた対応はコミュニティからのニーズの強さ、対応コストを総合的に考慮のうえ検討する

# Q&A

---

